

令和5年度女川町地域おこし協力隊募集要項

【女川町地域おこし協力隊について】

女川町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）では、“地域おこし”と“自分おこし”をテーマにしています。そのため、協力隊は、地域活性化という幅広いテーマの中で自発的に様々な可能性に挑戦できる仕組みとあり、自分の人生をかけてやりたいこと、向いていること、知らなかった本当の自分について、“考える”“気づく”機会を創出し、その思いや発見を地域に還元していただきたいと考えます。女川町を知り、多くの地域の人と関わることによって、町と地域と協力隊が共に支え合いながら成長していく関係を目指しています。

【協力隊の活動について】

協力隊の活動は、隊員の希望に沿った主たる受入先（隊員受入れ希望のある町内事業者等）における活動を通じて、女川町での起業・就業に係るスキルを習得することを想定しています。ただし、隊員を受入先の専任スタッフとするわけではなく、活動のフィールドを地域にも大きく広げてもらいたいと考えます。

活動は原則として、主たる受入先での業務（メイン業務）に専従（週4日程度）し、その他地域活動等の業務（サブ業務）を適宜（週1日程度）行うこととしています。

※女川町との雇用関係が無いため、隊員の身分は個人事業主となりますが、委嘱当初より個人としてフリーで活動することは、原則として想定していません。受入先での従事が適さない専門人材としての委嘱や起業準備期などを除き、主たる受入先への専従が想定されます。

【募集について】

女川町では、「ミッション型」の隊員を募集します。

ミッション型は、隊員の活動内容や活動場所等をあらかじめ設定し、委嘱後に受入先で活動しながら、今後の定住に向けた生業作りや地域の課題を解決していく方式です。

1 募集人員

若干名

2 募集内容

(1) 女川みらい創造株式会社

受入先の事業（業務）概要

業 種 等：エリアマネジメント事業全般（駅前商業エリア等）

業 務 内 容：遊休不動産を利活用する公民連携事業、都市再生・地域再生事業、新規事業の企画立案と運営

協力隊の活動内容

活動1年目：地域に関する理解の促進、公民連携・都市再生に関する各種法規の学習、人的ネットワークの構築、事業企画の立案

活動2年目：事業企画の立案と実行、財務関係知識の習得

活動3年目：事業の運営

応募条件等

年 齢：20歳～40歳まで

性 別：不問

経験の有無：業務経験者歓迎

必 要 資 格：普通自動車免許（未取得の場合、着任後の取得意思があること。）

受入先のサポート体制等

女川町の公民連携事業、都市再生・地域再生事業に係る技術習得や事業経営に関する知識習得をサポートする。また、各種地域団体や地域に対し、すみやかに受け入れるようにバックアップする。

(2) 一般社団法人女川町観光協会

受入先の事業（業務）概要

業 種 等：観光サービス業

業 務 内 容：①町内外イベントの参画によるPR活動

②観光客誘致

③情報収集と発信

④観光コンテンツの充実

協力隊の活動内容

3年間共通：女川町の成り立ちを学び、町民との交流を行い、町の魅力を確認し、画像、動画等と共に情報を発信し、観光客数の増加を図り賑わいを創出する。

応募条件等

年 齢：20歳～40歳まで

性 別：不問

経験の有無：経験者歓迎（動画作成発信のできる方）

必要資格：特になし

受入先のサポート体制等

町内各企業や個人との繋がり作りをサポート

(3) 一般社団法人女川町観光協会

受入先の事業（業務）概要

業 種 等：観光サービス業

業 務 内 容：①町内離半島のフィールドを活用したアクティビティの創出

②上記アクティビティを活用したツアー造成

③離半島における観光コンテンツの見直しとブラッシュアップ

協力隊の活動内容

3年間共通：離半島の資源・文化について情報収集を行うと共に、地域住民の温度感を感じながら、住民+αによる持続性がある着地型観光について開発し、モニターにより必要環境について調査・整備を行い、事業運営を行う。

応募条件等

年 齢：25歳～45歳まで

性 別：不問

経験の有無：マリンアクティビティ、マリンスポーツの経験が有る方

必要資格：特になし

受入先のサポート体制等

離半島の住民や漁業従事者ほか、行政、観光業界及び町内マリン関連事業者との連携をサポートします。

(4) 一般社団法人女川未来会議出島プロジェクト

受入先の事業（業務）概要

業 種 等：地域づくり事業

業 務 内 容：女川町の離島、出島の振興を目的とし、島民生活・自然環境の保安・整備に関する事業、島内の各種事業の発展・創出に関わる支援事業、その他当法人の目的を達成するために必要な事業を行う。

協力隊の活動内容

活動1年目：①出島トレイル（遊歩道の名称）の開拓・整備
②島ならではの良さを生かした観光コンテンツの創出
③島内漁業者、観光事業者等の支援
④出島架橋完成後の新規事業創出に関わる関係調整

活動2年目：①出島トレイルの開拓・整備
②島の生業や環境を生かした各種体験活動の支援
③公共施設の管理や島内の保安・保全に関する業務
④出島架橋完成後に島内で展開予定の新規事業の支援

活動3年目：①出島トレイルの整備・ガイド
②島の見どころや各種体験活動のブランディング
③公共施設の管理や島内の保安・保全に関する業務
④出島架橋完成後に島内で展開されている新規事業の支援

応募条件等

年 齢：45歳以下

性 別：不問

経験の有無：マリンアクティビティの経験が有る方

必 要 資 格：普通自動車免許

受入先のサポート体制等

- ①出島島民その他女川町民との関係構築の支援
- ②船舶免許等、海のアクティビティに必要な資格取得の支援
- ③協力隊員自らの事業創出支援

(5) 株式会社つなぐ

受入先の事業（業務）概要

業 種 等：運動プログラム設立事業

- 業 務 内 容：①総合型地域スポーツクラブの設立と運営
②女川小学校への「放課後運動プログラム」導入と運営
③「幼児教育プログラム」の運営と拡大
④高齢者向け運動プログラムの設立と運営

協力隊の活動内容

活動1年目：○園児・小学生

町内の保育園での「幼児運動プログラム」実施

女川小学校での「放課後運動プログラム」導入準備

○その他

総合型地域スポーツクラブの設立準備

高齢者向け運動スクールの設立&開校

活動2年目：○園児・小学生

「幼児運動プログラム」の新施策考案&運営

「放課後運動プログラム」の運営

○その他

総合型地域スポーツクラブの設立後の運営

高齢者向け運動スクールの運営

活動3年目：各プログラムの他地域への拡大準備

応募条件等

年 齢：20歳～35歳

性 別：不問

経験の有無：スポーツに携わったことがある方

必要資格：普通自動車免許

そ の 他：子どもと触れ合うことが好きな方

受入先のサポート体制等

①町内事業者との連携サポート

②エビデンスに基づいた幼児教育プログラムの知識習得をサポート。

③代表自身が起業、就業に向けてのサポートを実施。

(6) 特定非営利活動法人アスヘノキボウ

受入先の事業（業務）概要

業 種 等：非営利セクター

業 務 内 容：まちづくりの推進を図る活動

協力隊の活動内容

活動1年目：①高校生、大学生の教育プログラムの伴走支援
②高等教育機関の入学者の広報及び集客
③起業家精神育成プログラムの構築及び資金調達の仕組みづくり
④女川フューチャーセンター「Camass」の運営
⑤町内事業者のリサーチ業務

活動2年目：①高校生、大学生の教育プログラムの伴走支援
②高等教育機関の入学者の広報及び集客
③起業家精神育成プログラムの構築及び資金調達の仕組みづくり
④女川フューチャーセンター「Camass」の運営
⑤創業後3年以内の事業者への伴走支援及び継続的な仕組みづくり

活動3年目：①高校生、大学生の教育プログラムの伴走支援
②高等教育機関の入学者の広報及び集客
③起業家精神育成プログラムの構築及び資金調達の仕組みづくり
④女川フューチャーセンター「Camass」の運営
⑤創業後3年以内の事業者への伴走支援及び継続的な仕組みづくり

応募条件等

年 齢：18歳～35歳

性 別：不問

経験の有無：なし

必要資格：普通自動車免許（取得する意思がある場合も可）

そ の 他：基礎的なパソコンスキル（Excel、PowerPoint、Word）

受入先のサポート体制等

- ①月1～2回の定期的な個別面談
- ②活動内容に関連する能力向上及びスキルアップのためのビジネス書や研修に対して、年間100,000円/年まで支援
- ③経営大学院の単科制度で「批判的思考（クリティカルシンキング）」の研修受講の費用に対する全額補助
- ④必要な場合は、産業医によるメンタルヘルスのサポート
- ⑤女川町地域おこし協力隊としての活動後に起業を志す方へは、事業計画及び収支計画の作成等の伴走サポート

3 委嘱（活動開始）予定

要相談

4 募集対象

- (1) 現在、条件不利地域（※1）を除く三大都市圏内の都市地域（※2）又は政令指定都市、その他都市地域に住民票を有し、委嘱決定後、女川町に住民票及び生活拠点を移すことができる方（家族での居住も可能です。）

（※1）条件不利地域とは、次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村をいいます。

- ①過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む。）、②山村振興法、③離島振興法
④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法 ⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法

（※2）三大都市圏内の都市地域とは

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域全部

※同一地域において2年以上地域おこし協力隊員として活動し、解嘱から1年以内の方は、上記の住民票所在地は問いません。

- (2) 心身ともに健康で地域住民と協力しながら活動が出来る方
(3) 協力隊活動終了後、女川町において起業・就業して定住する意欲のある方
(4) 住民と協力しながら、地域を元気にするために意欲的に行動出来る方
(5) パソコンの基本的な操作（エクセル、ワード等）のほか、インターネット環境を活動に利用できる方（活用する意欲のある方も可）
(6) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方

地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項

第16条 次の各号の一に該当する者は条例で定める場合を除くほか、職員となり競争試験若しくは選考を受けることはできない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 勤務地

宮城県牡鹿郡女川町内

6 勤務先（受入先）

各受入事業者

7 勤務時間

活動時間は、月20日（1日あたり7時間45分、月間155時間）を基本とします。ただし、活動内容によっては、土・日・祝日が活動日となることや、夜間の会議等で活動時間を調整していただく場合があります。

- ・主たる受入れ先での業務（メイン業務）
- ・その他地域活動等の業務（サブ業務）

（サブ業務の例）

女川町ポータルサイトを制作するためのコンテンツの取材
他の隊員の受入先において、仕事体験・研修
地域イベントの支援 など

※月に一度、活動状況を報告していただきます。

8 報償等

日額11,666円とし、業務日数は年間240日を上限とします。

※賞与、退職金はありません。

※実績払いのため、委嘱月の翌月から報償費の支払いが開始されます。

※国民健康保険、国民年金保険は各自で加入・支払いとなります。

9 雇用形態・期間

- （1）女川町地域おこし協力隊として女川町長が委嘱します。
- （2）女川町や受入事業者との雇用契約、委託契約は存在しません。そのため、雇用保険には加入せず、個人事業主として活動します。
- （3）任期は、直近の3月末日までとします。なお、地域おこし協力隊としての活動実績等を考慮し、1年ごとに女川町から委嘱期間の延長依頼及び隊員の合意により、最長3年間まで委嘱期間を延長できます。

10 活動費

活動経費として年度内に200万円を限度とし補助します。ただし、年度途中から活動開始した場合においては、年度末までの活動期間に応じた補助額となります。

（例）12月活動開始の場合 66万6千円上限（200万円×4ヶ月/12ヶ月）

1月活動開始の場合 50万円上限（200万円×3ヶ月/12ヶ月）

※上限額については、千円未満切捨て

1 1 待遇・福利厚生

(1) 次の活動等の経費については、女川町地域おこし協力隊活動費補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）の範囲内で必要に応じて補助します。

ア 住居借上費用は、女川町と協議の上、交付要綱の範囲内で補助します。

イ 活動に必要な経費は、女川町と協議の上、交付要綱の範囲内で補助します。

ウ 活動用車両は、原則持込みとしますが、車両を保有しておらず、活動に支障をきたす場合は車両リースなどで対応し、その費用は補助対象経費とします。ただし、燃料費その他費用は活動割合に乗じた金額を補助対象経費とし、交付要綱の範囲内で補助します。

※生活や通勤の移動手段として、個人の自家用車の持込みをお勧めします。

エ 隊員活動に伴う通信料（固定電話、携帯電話、インターネット接続料金）は、活動割合に乗じた金額を補助対象経費とし、交付要綱の範囲内で補助します。

オ パソコンやスマートフォンなど公私に幅広く活用できる機器類については、原則持込みとします。ただし、女川町と協議の上、活動分野により必需性が認められることがあれば、その費用に活動割合に乗じた金額を補助対象経費とし、交付要綱の範囲内で補助します。

カ 資格取得費用については、隊員活動に直接的に関係するものに限り、交付要綱の範囲内で補助します。

キ 活動に係る損害保険料（傷害保険料）は、予算の範囲内で女川町が負担します。

(2) 次の経費は自己負担となります。

ア 転居に係る費用、食費、光熱水費、町内会費など

イ 国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料など

ウ 生活に必要な備品、消耗品など

エ 副業など地域おこし協力隊活動に関係のない活動経費

オ その経費の性質上、地域おこし協力隊活動に適さないと女川町が判断する経費

1 2 応募受付期間

令和5年4月1日～令和5年12月28日

※都合により、早期終了する場合があります。

1 3 選考審査

書類及び面接による審査を行います。

(1) 第1次選考（書類選考）

応募用紙をもとに書類選考します。選考結果は、後日、応募者に通知します。

(2) 第2次選考（面接）

第1次選考合格者のうちから、面接により合否を決定します。面接日については、第1次選考合格者に通知します。

※第2次選考（面接）の前に、女川町担当者及び希望する受入先の職員等による事前面談を行います。事前面談や面接への出席に係る交通費等は応募者の負担となります。

1 4 応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、以下の応募・問い合わせ先へ郵送又は持参願います。

【応募・問い合わせ先】

女川町企画課定住・土地利用係

〒986-2265

宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1

電話 0225-54-3131

Mail tochiriyo2@town.onagawa.lg.jp